

平成28年10月13日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成27年(ワ)第2896号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成28年8月24日

判 決

原 告 A

原 告 B

原 告 C

上記3名訴訟代理人弁護士 相 良 圭 彦

同訴訟復代理人弁護士 遠 山 志 行

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 福 田 吉 孝

同訴訟代理人支配人 伊 藤 孝 二

同 酒 井 淳

同 林 徳 正

主 文

1 被告は、原告 A に対し、85万1711円及びこれに対する平成18年6月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告 B に対し、42万5855円及びこれに対する平成18年6月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告は、原告 C に対し、42万5855円及びこれに対する

平成18年6月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支
払え。

4 訴訟費用は、被告の負担とする。

5 この判決は、第1項から第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1項から3項と同旨

第2 事案の概要

本件は、原告らの被相続人を借主、貸金業者である被告を貸主とする金銭消費貸借取引に関して、原告らが、被相続人は継続的に借入れ及び返済を繰り返していたものであり、各返済金のうち利息制限法（平成18年法律115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の制限を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生していたところ、原告らはこれを相続分に従い分割取得したと主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金合計170万3421円及び最終の返済日の翌日である平成18年6月24日から支払済みまでの民法704条所定の年5分の利息の支払を求めた事案である。

- 1 前提となる事実（当事者間に争いがないか、後掲の証拠により認められる。）
 - (1) 被告は貸金業者であり、亡D（以下「亡D」という。）は被告との間で金銭消費貸借契約を締結していた顧客である。
 - (2) 亡Dは、被告との間で継続的な金銭消費貸借契約を締結し、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下、単に「別紙計算書」という。）に記載のとおり、金員の借入れ及び返済を繰り返してきた。
 - (3) 亡Dは、平成14年2月22日付で金銭消費貸借基本契約書兼告知書を作成した。この書面では返済方式は「元金定率リボルビング返済」とされ、利息は実質年率25.000%とされている。（乙2）

(4) 亡 D は、平成 14 年 1 月 13 日付で金銭消費貸借基本契約証書を作成した。この書面では、借入限度額は 400 万円、返済方式は「カードローン」とされ、利息は契約年率 23.0000% とされている。（乙 6）

また、同日付で、亡 D が 4 分の 1 の共有持分を有する土地について、上記の金銭消費貸借契約に基づく債務を被担保債権として、被告を権利者とする根抵当権設定契約が締結されている。（乙 3, 7）

(5) 亡 D は、平成 27 年 7 月 21 日に死亡した。亡 D の相続人は、妻である原告 A（法定相続分 2 分の 1）、長女である原告 B（同 4 分の 1）、二女である原告 C（同 4 分の 1）の 3 名である。

2 原告らの主張

(1) 不当利得返還請求の根拠

ア 別紙計算書記載の金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）について、利息制限法 1 条 1 項所定の法定利息に引き直して計算すると、別紙計算書末尾の「残元金」欄に記載のとおり、過払金が発生している。

本件取引のうち、平成 14 年 2 月 20 日から平成 14 年 1 月 14 日までの取引（以下「第 1 取引」という。）と、同日以降の取引（以下「第 2 取引」という。）が基本契約を異にするとしても、第 1 取引の残債務が第 2 取引に基づく貸付金によって弁済されていることが取引経過から明らかであること、第 1 取引と第 2 取引で、口座番号やカード番号は同一であり、カードの失効手続はとられていないこと等の事情からすると、第 1 取引より発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が認められる。

よって、本件取引は継続的な一連の取引として、第 1 取引、第 2 取引を通して充当計算することができる。

イ 被告は、貸金業の登録業者であり、利息制限法の法定利率を超える利息で貸付けをしていることを熟知しながら、亡 D から利息の返済を受けていた。

よって、被告は悪意の受益者（民法704条）として、その受けた利益に年5分の利息を付したうえで過払金について返還する義務を負う。

（2）被告の主張（後記3(2)）に対する反論

被告は、平成14年11月14日に亡Dが支払った6万円は契約締結のための事務手数料であるから、利息制限法3条ただし書の契約の締結の費用に該当し、債務の弁済とはできない旨主張する。

しかし、利息制限法3条ただし書にいう契約の締結の費用とは、債権者が真実支出したものに限られるのであって、たとえ費用の名義で受けた金銭であっても債権者が現実に費用として支出しなかったものは、利息とみなされると解されるところ、被告は、単に事務手数料であると主張するのみで、眞実、その目的で支出したことについては何ら立証も行わないであるから、利息制限法3条ただし書に該当するとは認められない。

よって、上記の6万円は債務の弁済に充当されるべきである。

3 被告の主張

（1）取引の分断について

過払金の計算に当たり、限度額を200万円とする無担保無保証の小口信用取引である第1取引（平成14年2月20日から平成14年11月14日まで）と、亡D所有の土地（正確には亡Dの共有持分）に根抵当権を設定し、限度額を400万円とする大口融資である第2取引（平成14年11月14日から平成18年6月23日まで）とでは、利率や限度額その他の契約内容が全く異なるから、一連の取引とする理由はない。

被告は、平成28年3月17日の本件口頭弁論期日において、本件訴訟の提起から10年より前の取引（第1取引）によって生じた過払金の返還請求権について、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

（2）平成14年11月14日の6万円の入金について

原告らは、本件取引について利息制限法所定の利率に基づき引き直して計

算するに当たり、平成14年11月14日に亡伸行が被告に対して支払った6万円についても、債務の弁済として充当する計算をしている。

しかし、当該金員は、同日付けの金銭消費貸借基本契約に係る事務手数料として支払われたものであり、債務の弁済に充当することはできない（利息制限法3条ただし書）。

(3) 悪意の受益者について

ア 被告が悪意の受益者であることは否認し、争う。

イ 最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁によれば、貸主である貸金業者において、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「貸金業法」という。）43条1項の適用があると認識しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある場合には、被告は悪意の受益者とはいえないことになる。

貸金業法43条1項の適用要件として、債務者が利息制限法の制限を超える利息等を利息又は損害金として任意に支払ったこと、貸金業法17条により法定の契約書面（以下「17条書面」という。）を交付した者による契約に基づく貸付けであること、同法18条により法定の受取証書（以下「18条書面」という。）を交付した場合における返済であることが挙げられるが、貸金業法43条1項の成立に係る立証とは異なり、個々の具体的な取引ごとに法定の書面が交付され、受領されたことまでの具体的な立証がされなくても、不当利得の当時の状況からみて貸金業者が顧客に対して貸金業法43条1項の要件を充足していると見込んでいた17条書面及び18条書面を交付したことが推認できれば、悪意であるとの推定を受けない「特段の事情」があったものと解すべきである。

被告が用いていた金銭消費貸借基本契約書には利息制限法の制限を超える利息の支払を怠った場合に期限の利益を喪失する旨の特約が存するこ

ろ、被告において、期限の利益喪失特約の下での支払であることから直ちに貸金業法43条の適用が否定されるものではないとの認識を有していたとしてもやむを得ないというべきであり、支払の任意性を否定した最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁以前の期限の利益喪失の下の支払については、これを受領したことをもって悪意の受益者であると推定することはできない。

また、17条書面及び18条書面の交付について、被告は貸金業法の改正や判例の変遷に対し、その都度誠実に対応して、貸金業法43条1項の適用要件を充たすべく、17条書面及び18条書面の記載内容を変更・改定しており、しかも、17条書面については、昭和63年頃から借主にとって返済期間を把握しやすい「元金定額返済方式」を採用していたのであるから、被告について、悪意の受益者であるとの推定を覆す「特段の事情」があることは明らかである。

ウ 被告は「悪意の受益者」でない以上、返還すべき利得の範囲は民法703条により、「その利益の存する限度」（現存利益）に留まるものというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 取引の一連性の有無について

- (1) 本件取引における各貸付け及び各返済の事実は当事者間に争いがないところ（平成14年11月14日の6万円についても、金銭の交付自体は争いがない。），被告は、亡Dと被告の間の本件取引は第1取引と第2取引に分断されるから、第1取引について生じた過払金を第2取引における借入金債務に充当することは許されない旨主張する。
- (2) 証拠（甲2、乙1～4、乙5の1～6、乙6～8）によれば、本件取引のうち、第1取引は無担保のリボルビング方式の金銭消費貸借に係る基本契約に基づくものであるのに対し、第2取引は亡Dが共有持分を有する不動産

(土地)に根抵当権を設定したうえで新たに金銭消費貸借に係る基本契約を締結して行われたものであることが認められる。そして、前掲の各証拠によれば、亡Dは、平成14年11月14日約定利息に基づき計算した残元金及び利息の額である197万2781円を返済して、第1取引を終了させ、同日新たに借入限度額を400万円とする基本契約（返済方式はハイバランス・リボルビング方式）に基づき200万円を借り入れることにより、第2取引を開始したこと（ただし、乙6の2枚目の「従前の貸付の債務」欄の記載によれば、実際には金銭の授受はされなかったものと認められる。），第2取引について、取引終了の直前まで継続的に借入れと返済を繰り返していたことが認められる。したがって、亡Dは、実質的には借換え及び借増しをしたのと同様の経済的利益を得たものである。

そうすると、第1取引と第2取引は、返済方式を基本的に同じくするうえに、第1取引の終了日に第2取引が開始されており（中断期間なし），第1取引が第2取引に切り替わった前後で取引の実態に大きな変化はないということができるから、利息の利率が若干相違すること、第2取引について物的担保が設定されていることを考慮しても、本件取引は事実上1個の連續した貸付取引であると評価することができる。

(3) したがって、本件においては、第1取引により発生した過払金を第2取引に基づく借入金債務に充当する旨の合意の存在を認めることができる。よって、被告の消滅時効の抗弁は理由がない。

2 平成14年11月14日の6万円の入金について

(1) 被告は、平成14年11月14日に入金された6万円は契約締結のための事務手数料であり、利息制限法3条ただし書の契約の締結の費用に当たるから、借入金債務の弁済として取り扱うことはできない（これを弁済金として扱っている別紙計算書は誤りである。）と主張する。

(2) しかし、利息制限法3条ただし書にいう「費用」とは、債権者（貸主）が

真実支出したものに限られ、たとえ費用の名義で受けた金銭であっても債権者が現実に費用として支出しなかったものは、利息とみなされると解すべきところ（最高裁昭和46年6月10日第一小法廷判決・裁判集民事103号111頁），本件全証拠によても、被告が事務手数料として6万円を現実に支出した事実を認めることはできないから、上記の6万円について利息制限法3条ただし書を適用することはできない。

- (3) 以上によれば、上記の6万円は債務の弁済に充当されることになるから、別紙計算書の記載に誤りはなく、被告の主張は理由がない。

3 悪意の受益者の該当性について

- (1) 貸金業者が利息制限法所定の制限を超えて利息として支払われた部分を債務の弁済として受領したが、その受領につき、貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情のない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定される（前掲最高裁平成19年7月13日判決）。
- (2) 被告は、民法704条の悪意の受益者に該当するか否かを判断するに当たり、17条書面、18条書面を交付したことの立証は、原則として、当該顧客との取引に関する具体的な立証を要せず、被告である貸金業の業務体制について的一般的立証がされれば上記特段の事情があるかのように主張する。しかし、上記特段の事情があるというためには、被告が借主である亡人Dに対し、個々の貸付けあるいは返済の都度、17条書面及び18条書面を現に交付していた事実が主張立証されることが必要であるところ、本件では少なくともそのような立証はない。

また、貸金業者は、個々の具体的な取引ごとに法定の書面が交付され、受領されたことについて具体的に立証する必要はなく、不当利得の当時の状況からみて、顧客に対して貸金業法43条1項の要件を充足していると見込ん

でいた17条書面及び18条書面を交付したことが推認できれば立証として十分であるという被告の主張に依拠したとしても、本件において、被告が亡△を含む顧客に対し貸金業法43条1項の要件を充足していると見込まれるような17条書面及び18条書面を交付したことが推認できる事情を認めることはできない。

したがって、その余の貸金業法43条1項の適用要件について判断するまでもなく、被告の主張は失当である。

(3) 以上によれば、被告は悪意の受益者であったと推定される。

4 結論

以上によれば、原告らの請求は理由があり、各自の認容額は主文第1項ないし第3項のとおりとなる。なお、主文第1項ないし第3項につき、仮執行宣言は相当であるが、被告の求める仮執行免脱の宣言は相当でない。

東京地方裁判所立川支部民事第2部

裁判官 和久田道雄

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額	元利金(マイナスは 過払元利金)
244	H18.6.12		98,000	0.15	26	25,584	0	2,328,900	0	0	2,328,900
245	H18.6.12	15,000		0.15	0	0	0	2,343,900	0	0	2,343,900
246	H18.6.20	25,000		0.15	8	7,705	7,705	2,368,900	0	0	2,376,605
247	H18.6.23		4,082,946	0.15	3	2,920	0	-1,703,421	0	0	-1,703,421
248				0.15	0	0	0	0	0	0	0
249				0.15	0	0	0	0	0	0	0
250				0.15	0	0	0	0	0	0	0
251				0.15	0	0	0	0	0	0	0
252				0.15	0	0	0	0	0	0	0
253				0.15	0	0	0	0	0	0	0
254				0.15	0	0	0	0	0	0	0

これは正本である。

平成 28 年 10 月 14 日

東京地方裁判所立川支部民事第 2 部

裁判所書記官 田 口 青 子

